

平成29年度 第8回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

## 平成29年度第8回農業委員会総会日程表

日時 平成29年 11月 6日(月) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願に対する意見について

日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第9 議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

日程第10 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(16名)

2番 石川 有利

3番 星川 安徳

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 6番  | 篠原 義尚  | 7番  | 鈴木 俊一  |
| 8番  | 武村 美枝子 | 9番  | 妻鳥 和美  |
| 10番 | 高橋 博   | 11番 | 坂上 宏   |
| 12番 | 尾崎 靖雄  | 13番 | 鈴木 博美  |
| 14番 | 高橋 藤信  | 15番 | 辻 政春   |
| 16番 | 河村 薫   | 17番 | 齋藤 伊勢子 |
| 18番 | 則友 祝幸  | 19番 | 石川 武将  |

欠席農業委員(3名)

- |    |        |    |      |
|----|--------|----|------|
| 1番 | 大西 嘉一郎 | 4番 | 横尾 昇 |
| 5番 | 押条 和司朗 |    |      |

出席農地利用最適化推進委員(22名)

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 脇 純樹  | 2番  | 藤田 紘正  |
| 3番  | 薦田 悦男 | 4番  | 森川 雅之  |
| 5番  | 高橋 忠明 | 6番  | 合田 慎太郎 |
| 7番  | 宇高 勉  | 8番  | 鎌倉 静夫  |
| 10番 | 中泉 敏則 | 11番 | 石川 修平  |
| 12番 | 高橋 功  | 13番 | 立川 貞美  |
| 14番 | 三好 忠行 | 15番 | 河村 一碩  |
| 16番 | 合田 篤夫 | 17番 | 鈴木 一郎  |
| 18番 | 真鍋 義孝 | 19番 | 加地 照男  |
| 20番 | 渡邊 繁  | 21番 | 越智 寧   |
| 23番 | 近藤 良啓 | 24番 | 高橋 祥志  |

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

- |    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 9番 | 石村 好典 | 22番 | 尾崎 寿則 |
|----|-------|-----|-------|

25番 鈴木 敏也

出席した職員

事務局長 曾我部 和司

係長 岡田 昇

係長 石川 考太

次長 大西 唯文

係長 河村 由美子

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。本日は何かとお忙しい中、第8回の総会に出席いただきありがとうございます。10月には台風21号、22号が続いて発生し、高知県沖を通った影響もありまして、長雨等で皆さん方の農作業も相当影響があったのではないかと心配しております。また11月に入りますと気候が良くなり、みかんや里芋の収穫等でお忙しい日が続くと思いますが、これからは朝夕、涼しさから寒さに変わってまいります。どうか風邪等をひかないように注意されて農業に励んでいただくように思います。

議 長 それでは、ただ今より総会を開催いたします。

議 長 只今の出席委員数は、16名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第8回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、1番 大西嘉一郎委員、4番 横尾 昇委員、5番 押条和司朗委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の9番 石村好典委員、22番 尾崎寿則委員、25番 鈴木敏也委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、3番 星川安徳委員、19番 石川武将委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 受付番号32番～34番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを説明いたします。受付番号83番、豊岡町長田の畑1筆については、工業団地として買収される土地の代替地としてということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜を栽培されるそうです。受付番号84番、土居町上野の田3筆、続きまして受付番号85番、土居町上野の畑2筆については、84番について祖父から孫への贈与、85番については親から子への贈与ということです。条件第1号から第7号については問題ありません。榊等を栽培されるそうです。受付番号86番、土居町中村の田2筆につきましては、増反して経営の安定を図るということです。条件第1号から第7号までは問題ありません。野菜や水稻を栽培されるそうです。受付番号87番、土居町津根の田1筆については近隣で耕作に便利なためということです。条件第1号から第7号までは問題ありません。野菜を栽培されるそうです。受付番号88番、土居町天満の田1筆については、規模拡大ということで条件第1号から第7号までについては、問題ありません。野菜を栽培されるそうです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号83番 質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 84番

委員 84番、85番異議ありません。

議長 86番

辻委員 補足説明をさせていただきます。譲受人の〇〇〇〇さんについて経営面積が45アールありますが、実際には耕作していないのが、実情であります。ほとんど又貸しとか、闇小作という形で貸しております。本人は耕作をしていない現状であります。皆さんの意見をお聞きしたいと思います。増反して経営の安定を図るというのは疑問に思います。

議長 ただ今、辻委員より指摘がありました件についてご意見はございませんか。ご質問、ご異議があれば。

議長 この〇〇〇〇さんは、お歳は何歳くらいですか。

岡田係長 65歳くらいです。

高橋藤信委員 この方、以前体が悪く入院されておって農業やれる状態ではなかったのではないかと思います。

議長 現在でも体調が悪く、農作業は無理だということですか。

高橋藤信委員 無理だと思うのですが。

議長 この件について、ご意見、ご質問があれば、お受けしたいと思います。

局長 事務局からですが、事務局は決定権はないのですが、考え方として提案させていただいたと思います。現実的に耕作していないということで、増反してという理由にはあてはまらないのが通常だと思います。総会の中で農業経営ができないということで、不許可にすることもできますが、一旦保留にさせていただいて、本人や行政

書士さんに次の総会までに確認して、その報告により次回総会時に決定するというのいいのではないかと思います。

委員 異議なし。

議長 それではこの件については、保留にし次回総会で決定するということにしたいと思います。

議長 それでは続いて、87番。

委員 異議ありません。

議長 88番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 まず、84番、85番について採決いたします。関連がありますので12番尾崎靖雄農業委員の退席を求めます。

(尾崎靖雄委員、退席)

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についての84番、85番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号中、84番、85番については原案のとおり許可することに決しました。

議長 尾崎靖雄委員の入室を許可いたします。

(尾崎靖雄委員、入室)



議 長 続きます、議案第1号中、84番、85番、86番を除く案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、すべて原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件です。今回の受付番号が14番からとなっておりますが、このことについてご説明いたします。先月の5条許可申請のうち第132号の渡人、〇〇〇、受人、株式会社〇〇〇〇について県に進達したところ、県より申請地は農地区分第1種農地であり、渡人、〇〇 〇さんの4条許可申請でないとは許可できないとの指摘がありました。急遽代理人に連絡をし、申請地は変わらずそのままであり、10月の総会時にご審議のうえ可となっておりますので、4条許可申請に切り替えさせていただき、受付番号13番として10月に県に進達いたしました。それにより今回の4条許可申請の受付番号は14番からになります。よろしく申し上げます。それではご説明いたします。受付番号14、上柏町の案件については、申請人は現在借家住まいのため、今回父より相続した申請地に一般個人住宅を建築するものです。申請人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしく申し上げます。

議 長 受付番号14番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん

河村係長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は、2件です。受付番号22、寒川町の案件について、当初計画者は住宅を建築するため造成はしましたが、転勤になり建築が困難となっておりました。承継者は借家住まいのため申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。当初計画者の転用許可日は昭和58年5月20日です。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号23、土居町野田の案件について、当初計画者は夫が亡くなり、居宅を建築することが困難となったため、そのまましておりました。承継者は、申請請地に隣接する一体地と併せて工場を建築するものです。当初計画者の転用許可日は平成3年4月30日です。申請地は農地のため、議案案第4号受付番号139の案件です。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。ご審議野ほどよろしく申し上げます。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしく願いいたします。

議 長 受付番号22番、質疑ありませんか。



に合致しています。受付番号136、中曽根町の案件について受人は不動産動産貸付業を営んでおり、利便性の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の賃貸共同住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号137、中曽根町の案件について、受付番号136の賃貸共同住宅の駐車場が不足していることから、隣接地の申請地を借り受けての受人・渡人合致の賃貸共同住宅の駐車場です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号138、土居町上野の案件について受人は現在借家住まいであります、結婚をするので、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号139、土居町野田の案件について、受人は合成樹脂規格袋製造を行っておりますが現在の本社工場の老朽化に伴い、従業員の安全確保や市場への安定供給を図るため、工場の建替えが必要ではありますが、現本社工場では周辺に他の工場や人家があるため建替えが不可能であり、他の既存の工場では他の製品を製造していることから、新たに申請地及び一体利用地用地を譲り受けて新工場を建設する受人・渡人合致の工場建設です。受人、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。なお転用面積は、38,326平方メートルですが、一体利用地を含めた総面積は49,379.34平方メートルになります。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしく申し上げます。

議 長 受付番号133番

委 員 133番、134番異議ありません。

議 長 135番

委 員 異議ありません。

議 長 136番

委員 136番、137番異議ありません。

議長 138番

委員 異議ありません。

議長 139番は近年にない大型の面積になりますが、これについて質疑はありませんか。

河村 薫委員 大型開発であります、74筆、面積が38,326平方メートル。ほとんど耕作されていない保全管理の農地が多かったわけですが、今回〇〇〇〇が入り農地が減少しますが、その中で雇用が生まれ、地域の活性化につながるということで異議ありません。ただ農業を営んでいる方で農地が減少する方もいらっしゃいますが、そういう方は遊休農地を求め農業を今後もやっていきますし、異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第7、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。河村由美子さん。

河村係長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願は1件です。受付番号2、土居町小林の案件について、受人は太陽光発電施設を設置するために許可を取りましたが、申請時に承諾をいただいていた隣接地の所有者から許可後、同意が得られず事業計画を中止したため

許可を取り消したいとの願がありましたので、5条許可を取り消すものです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願いします。

議 長 受付番号2番

委 員 異議ありません。

議 長 わからないのは、近隣の住民から同意が得られないということですが、どういうことか説明をお願いします。

河村係長 許可申請の平成28年7月時点では電線を隣接者宅地の上空から引っ張って、太陽光発電施設に接続するという事で同意書をいただいていたのですが、許可になった後に承諾が得られなくなったということです。隣接者は太陽光発電施設というものがどういうものか理解されていないなく、その時は同意したが今回は同意できないということで、電柱を農地に立てる案も示しましたが同意が得られず、事業計画を中止しましたので、許可取消願となったものです。農地は祖母から孫への使用貸借となっていましたので、所有権は移転されておらず、今現在農地として使用されております。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君  
(岡田係長、受付番号127番～132番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号133番から137番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号127番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 128番

委 員 128番、129番異議ありません。

議 長 130番

委 員 異議ありません。

議 長 131番、132番について利用権を設定する者と相続人について補足説明があればお願いします。

齋藤委員 どちらの案件も所有者が亡くなってかなり経ちます。131番の相続人は娘さんです。132番は息子さんですが、この案件については売買による3条申請であがってくる予定でしたが、相続がなかなか決まらないのでこういう案件になりました。どちらも異議はありません。

議 長 受付番号133番から137番の再設定について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第9、議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西唯文君  
(大西次長、受付番号5番、議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願いします。

議 長 受付番号5番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第7号は、適格者である証明をすることに決しました。



議 長 日程第10、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君  
(大西次長、受付番号19番～20番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号19番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 20番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第11、諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん。

河村係長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更は、1件です。受付

番号10、寒川町で個別除外の案件です。申出人、〇〇〇〇。申出人は夫婦で高齢の母親と同居していますが、高齢の母がデイサービスを利用する際、既存の敷地では駐停車に苦慮していることから、隣接する申出地を駐車スペースとして確保し、利用したいと考えています。申出人夫婦及び母親は、土地を所有していないため、申出人宅付近を検討した結果、除外申出地以外に利用できる土地がなかったため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願いします。

議 長 受付番号10番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。  
これをもちまして、第8回四国中央市農業委員会総会を閉会いた  
します。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:20)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名す  
る。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 石川有利

委 員 星川安徳

委 員 石川 武将